

平成25年度 第3回埼玉県地方独立行政評価法人委員会 議事録

日 時 平成25年11月28日(木) 午前10時00分～午後10時45分

場 所 都道府県会館4階408会議室

出席委員 横道委員長、鶴田委員、東郷委員、根岸委員、服部委員

県側出席者：三田保健医療政策課長ほか

法人出席者：高柳大学院研究科長、土田調整幹ほか

○ 次 第

1 開 会

2 議 事

公立大学法人埼玉県立大学中期目標の変更(案)について

3 その他

4 閉 会

○ 結 果

1 開 会

(会議の公開)

評価委員会規則第7条に基づき、会議の公開を決定した。(傍聴者なし)

2 議 事

**【結果】**

議案が原案のとおり決定された。

**【質疑】**

東郷委員：大学院博士後期課程で、看護学、リハビリテーション学、健康福祉科学のどの分野を専修していても学位は保健学とのことだが、他大学では学部を別にし、修士や博士の学位も別々に与えているところが多いと理解しているがどうか。

法 人：本大学では連携と統合を理念に掲げている。専門性も重視しているが、文部科学省が最近推奨しているような専門性の領域がオーバーラップするようなところ、研究としては落ちてしまうようなところをより推進していくということで、連携と統合を前面に出してそういった領域の研究を積極的に進めていきたいと考えている。

東郷委員：先ほど説明があったチーム医療の中核を担える人材を育てる上では、むしろ区別せずに広い分野で勉強してもらうほうがよいという理解でよいか。

法 人：そのようにご理解いただきたい。

横道委員長：現在の修士の学位名はどのようになっているのか。博士前期課程ではどうするのか。

法 人：修士の学位は看護学、リハビリテーション学、健康福祉科学と別々に出している。博士前期課程は、現時点では現行と同様、三つの専修とする予定である。将来的には、後期課程と同様とするか、時代の要請に応じた大学院を構想していきたい。

鶴田委員：専攻が複数に分かれている大学もある。博士前期・後期と大学院を高度化する際に、その点を整理する大学も多いかと思う。大学院設立時はそれなりに考えがあって学位を三つに分けたのではないか。

法人：本大学はもともと保健医療福祉という幅広い領域を教育しており、専門性の観点から東へ出ていく分野が出てくる。もともと学科がそうだが、修士はそうした点をさらに融合する形で三つにまとめ上げた。

鶴田委員：大学のアイデンティティもあると思うが、卒業生が今後いろいろな大学で教員等になる際、何の学位かが問われることになる。ただ学位があればよいということではない。保健学博士一本とすることに大学内の教授会でその点は検討されたのか。

法人：設置準備委員会で検討したものを中間報告という形で研究科教授会に報告し、意見を求めた。その際、名称についての意見は出なかった。

確かに、最近の学位の名称については、かなり細分化されてより専門的な学位名がついている傾向がある。しかし、本大学の理念である統合という点を踏まえ、幅広い視点で見ていただくということで、あえて保健学という名称とした。保健学はかなり広く使われている学位名で、一般的に知られていることもこの名称とする理由の一つである。

鶴田委員：日本では専門看護師の資格取得は修士課程である。アメリカでは博士課程で養成し始めている大学もあり、同様の構想を持っている日本国内の大学もある。そうしたことを考えたときに、前期課程も保健学に統合するというのは逆行するような気がする。

服部委員：認定看護師や専門看護師に影響しないか。特定の看護の分野など専門的になる傾向にあるが、そのことに影響しないか。博士前期課程でリハビリを取り、博士後期で保健学を取得すれば看護師の専門も包括するのか。その辺りが問題ないか、確認しているのか。

法人：看護の領域の先生方からはそういったことも聞いている。ただ、まず博士課程を作るという意味では本大学の特色である保健学を前面に出していくということで考えが一致している。将来、仮に問題が出てきた場合に再度検討・対応していく必要があると思う。

県事務局：認定看護師、特定看護師については、今ちょうど制度・運用が動いている状況であり、平成27年度までの現在の中期目標、28年度からの次期中期目標の中で認定看護師、特定看護師の動きも見ながら整理させていただきたい。

横道委員長：今日の議論では、大学の方針を理解することができたし、当面は保健学という学位でいいのではないかと思う。

東郷委員：大事なのは入ってきた学生にとって将来プラスになるようにということである。作業療法と看護、福祉では、学位の内容が違っていると世の中は一般的に捉えている。

そうなると保健学博士の学位を取得した学生が病院等でポストを求める時に、看護福祉専門でいきたいと思っているのに、保健学博士という学位であることが障害にならないかと思う。

ただ、埼玉県立大学にとっては、開学して間もない中で自分たちが一番良い教育をするには、今のチーム医療の流れをみて保健学としてまとめてスタートするというのはいつの考え方ではあると思う。

一方で鶴田委員も言われるように、今はむしろ細分化の流れもあるということで、特に外国の場合は特定の分野について学位を持っていないと入れてくれないということもあるので、その辺りは十分考えてやっていただきたい。

県事務局：学生の実益の面からの制度設計も必要であるので、今後、文部科学省の認可申請書を作成していく課程の中で、学生のアンケートも参考にしながら、十分取り入れさせていただきたい。

服部委員：高齢化が日本で最も早く進むという埼玉県が置かれている状況を考えると、保健と福祉を統合して地域医療を充実させることが非常に大きく問われると思う。そういう意味で、専門特化と同時に、幅広く学ぶ、連携力を付けるということが重要だと思う。

また、社会人に働きながら学ぶ道を開くということも良いことだと思う。

さらに、次のステップかもしれないが、新しい専門看護師のコースを作るなどが出てきているので、そういうことも含めて検討していくことで、人が集まるということもあると思う。

横道委員長：一つの戦略として保健学ということでもいいと思う。設置後は、学位の名称について、社会のニーズや学生の要望を踏まえながら引き続き検討していただきたい。

鶴田委員：看護学の専門ということ考えた場合、博士前期課程も保健学という学位で出してしまうと、大学の看護学の先生から合意がなかなか得られない気もするので、慎重に考えてもらいたい。

博士後期課程を作ることは本当に重要だと思う。教員確保の問題からすると、単独で作るよりも一緒に作った方がいいのだろうと考える。将来的なことは今後検討いただけたらと考えている。また、受験資格について、なるべく多くの人に入ってもらおうと広げてしまうと、文科省が3年間で修了する点に重点を置いている中で、支障が生じる可能性がある。定員を埋めることよりは、きちんとした結果を出すことにエネルギーを注がれたほうが良いと思う。

修士課程の定員を広げることが博士につながることも合わせて考えることが、大学院の発展につながっていくと思う。

根岸委員：参考までに経費見込みについて伺う。博士課程の入学金及び授業料はいくらを想定しているか。

法 人：入学金は、修士課程と同様に考えている。県内居住者は211,500円、県外居住者は423,000円である。基本的には変更しないつもりである。

授業料は、学部・修士課程と同額で年間621,000円を想定している。県内・県外居住者同額である。

根岸委員：博士課程設置により増えることが見込まれる経費は、既存の教員なので人件費は増えないと思うが、その他、増えそうなものは。

法 人：博士課程の場合、研究生にそれぞれパソコンが必要なものでそういった物品の分が増えると思う。教室等については既存の学部・大学院の施設を使える予定なので、若干の改修はあってもほとんど増えない予定である。

根岸委員：博士課程設置に伴い、教員に対して給与の割増とかはあるのか。

法 人：現在、手当について検討中である。

根岸委員：「目的積立金を充当」とあるが、何か予定はあるのか。どの程度の経費が見込まれるのか。

法 人：若干の机やパソコンの準備に充てたいと考えている。現在のシステムと同じパソコンを入れようとするとな数百万円ほどかかるので、掲載している。

根岸委員：入学金はどの使徒に計上されるのか。

法 人：特に色はつかず、一般経費である。

鶴田委員：修士課程には保健師があまり進学していない、進学も希望していないようなことを以前伺った。県の行政でこれまで病院を中心に人材育成を考えてきたことを、これからは研究者とか、高度実践臨床家といった保健師が再研究できるようなプログラムの延長線上に博士課程があってもいいのではないか。今回、博士課程の設置に合わせて、保健師が進学しやすい環境を工夫することも重要だと思う。

法 人：御意見のとおりであるが、大学はどうしても教員ありきであって、保健師がさらにレベルアップするような内容を修士・博士課程まで指導できるような教員の確保が大きな課題だと思う。今後、本大学の将来を見据えた中で、博士課程まで含めたところでの大学の在り方について、人事面も多少なりとも検討していく必要があるかと思う。

#### 4 閉 会